

広島県教育委員会規則第六号

広島県立高等学校等管理規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県立高等学校等管理規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立高等学校等管理規則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校等管理規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び教務事務支援員(非常勤)」を「、教務事務支援員(非常勤)及び給食調理員(非常勤)」に改め、同条に次の一項を加える。

16 給食調理員は、上司の命を受け、幼児、児童又は生徒の給食の調理等に関する業務に従事する。

第十二条の三中「主任栄養専門員、栄養専門員」を「栄養主幹」に改める。

第十三条第二項及び第三項中「事務専門員、総括事務主任」を「事務主幹」に改め、同条第五項中「及び事務長」を削り、「掌理する」を「総括する」に改め、同条第八項中「をつかさどる」を「に従事する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「総括事務主任及び」及び「、事務長を助け」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「事務専門員は、事務室の事務」を「事務主幹は、学校経営」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中第十号を削り、第十号の二を第十号とし、第十号の三を第十号の二とし、第十号の四を第十号の三とし、第十号の五、第十号の六及び第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十五号の二を第十五号とし、同表の備考第二号中「第十号の四、第十五号及び第十五号の二」を「第十号の三、第十四号及び第十五号」に改め、「第十号の五及び」を削る。

別表第二号の表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十二号を削り、第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、第十四号の二を第十一号とし、第十五号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げ、同表の備考中「第七号、第十四号及び第十四号の二」を「第六号、第十号及び第十一号」に、「第十七号及び第十九号」を「第十四号及び第十

六号」に、「第八号及び第十五号」を「第十二号」に改める。

別表第三号の表中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第八号の二及び第八号の三を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十三号の二を第十二号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表の備考第二号中「第八号及び第十三号」を「第七号及び第十一号」に、「第八号の二及び第十三号の二」を「第十二号」に、「第九号、第十五号及び第十九号」を「第八号、第十四号及び第十八号」に、「第十七号及び第十八号」を「第十六号及び第十七号」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。